

那須塩原市農業委員会

第32回総会議事録

令和8年1月26日(月)

いきいきふれあいセンター大会議室

1. 開催日時：令和8年1月26日（月）午後1時30分～ 午後2時30分

2. 場 所：いきいきふれあいセンター 大会議室

3. 出席委員：19名

会長	7	加藤 拓央	委員	10	月井 喜美郎
会長職務代理者	14	金田 廣衛	〃	12	木下 久雄
委員	1	石崎 清	〃	13	神藤 芳定
〃	2	秋元 誠	〃	15	辻野 岩男
〃	3	菊地 喜芳	〃	16	菊地 瞳
〃	4	君島 良一	〃	17	松本 忠太
〃	5	槌江 栄作	〃	18	一戸 養子
〃	6	高瀬 和夫	〃	19	菊地 寿行
〃	8	室井 孝美	〃	20	白井 通
〃	9	斎藤 栄			

4. 欠席委員：岡本 利江委員

5. 議事録署名人の指名：議席番号17番 松本 忠太委員、18番 一戸 養子委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 再生困難な農地の非農地判断について
- 5) 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について
- 6) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 7) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について(相続等による権利移動)
- 8) 報告第3号 賃料情報の提供について

7. 事務局職員

事務局長	押久保 昭	主査	印東 恵
局長補佐兼農政係長	織田 暢子		
農地係長	上野 純宏		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第32回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、岡本利江委員です。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき、議長が指名することで御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号17番松本忠太委員と18番一戸養子委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番から3番までについて、金田廣衛委員の報告を求めます。
金田廣衛委員	議案第1号、番号1番について報告します。農地を売買する申請です 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、1月22日、午後4時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ1.2キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が離農することになり、申請地が、譲受人の耕作地と隣接しているので、売買の話をしたところ、話が進んだとのこと。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田を211アール作っております。 申請地の耕作予定は、水田です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号1番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。農地を売買する申請です 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、1月22日、午後3時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より南へ1.3キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が離農することになり、申請地が、譲受人の耕作地と隣接しているので、売買の話をしたところ、話が進んだとのこと。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田226アール、畑39アールを耕作しております。 申請地の耕作予定は、水田を予定しております。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号2番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。 議案第1号、番号3番について報告します。農地を売買する申請です 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、1月25日、午後4時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より南西へ1.2キロメートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が離農をすることになり、近所に居る譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったとのこと。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田280アール、畑57アールを耕作しております。 申請地の耕作予定は、改良が必要ですが水田を予定しております。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号3番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。まず、番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、御意見はございますか。

松本忠太委員

登記簿上は、地目は田、現況が畑なのですが、水稻を作付け予定ということで、水が必要だと思うのですが、その辺については大丈夫ですか。

金田廣衛委員

畑ということで、今のところ段差があるのですが、それを解消して水も入るということで、それを目指して使うということです。

議長

他に、質疑、御意見はございますか。

無いようですので、金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。

高瀬和夫委員

議案第1号、番号4番について報告します。農地を使用貸借する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、1月11日、午前11時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、旧大貫小学校より北へ約1キロメートルに位置しております。

譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が高齢になったので今回の申請に至りました。

譲受人が所有する農地の利用状況はトラクター2台水稻といちごを作っております。

申請地の耕作予定は、水稻といちごです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号4番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。番号4番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、菊地寿行委員の報告を求めます。

菊地寿行委員

議案第1号、番号5番について報告します。農地を賃借する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、1月18日、午前11時40分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市鍋掛昭明橋より南東へ約600メートルに位置しております。

譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人は、会社員をしており、農作業が困難なため、隣で耕作している譲受人に話を持っていき今回の申請に至りました。

譲受人が所有する農地の利用状況は、水稻を1,045アール、畑101アール、なす、ブロッコリーを作付けしています。申請地の耕作予定は、水稻と野菜です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号5番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。番号5番について、質疑、御意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、月井喜美郎委員の報告を求めます。

月井喜美郎委員

議案第1号、番号6番について報告します。農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、1月22日、午前8時30分頃、申請地で申請人から行いました。

議長
上野農地係長

申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約1.3キロメートルに位置しております。
譲受人が申請に至った経緯は、酪農経営を関東と北海道で展開しており、経営規模拡大により、飼料用耕作地が不足。これを解消すべく、今回売買による所有権移転のため、申請に至りました。
譲受人が所有する農地の利用状況は、耕作地1,017ヘクタール、当市においては60ヘクタール、放牧地70ヘクタール、搾乳牛9,000頭、育成牛1,600頭、肉用牛11,100頭、主な農機具については、トラクター65台、ローダー85台、トラック88台を所有しております。従業員数は460人となっております。申請地の耕作予定は、デントコーンを作付けする予定となっております。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号6番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
番号6番について、事務局から補足願います。
議案第1号、番号6番について補足いたします。
議案書8ページをご覧ください。
本件は、法人による農地の取得のため、農地所有適格法人としての適格について報告するものです。
初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。
譲受人は、昭和26年8月に設立された株式会社です。
定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。
次に事業内容要件ですが、事業目的欄をご覧ください。
当該法人は、直近の売上高のうち、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。
続いて社員要件の欄ですが、役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、そのうち1人以上が直接農作業に従事しておりますので役員要件も満たされております。
以上のことから、議案第1号、番号6番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。以上です。
報告が終わりました。番号6番について、質疑、御意見はございますか。

議長

《特に意見なし》
無いようですので、月井喜美郎委員の報告は許可相当ですが御異議ございませんか。

高瀬和夫委員

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。
番号7番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。
議案第1号、番号7番について報告します。農地を賃借する申請です。
申請内容は、議案書記載のとおりです。
調査は、1月14日、午前11時30分頃、申請人宅で申請人から行いました。
申請地は、高阿津集落センターより南へ約300メートルに位置しております。
譲受人が申請に至った経緯は、以前は、譲受人の父の名義で申請地を借りていましたが、昨年11月に亡くなったため、今回の申請に至りました。
譲受人が所有する農地の利用状況は、水田222アール、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台です申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。
調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。
また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号7番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。番号7番について、質疑、御意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
番号8番について、岡本利江委員が欠席のため、事務局の報告を求めます。

上野農地係長	議案第1号、番号8番について、岡本利江委員に代わり報告します。 農地を賃借する申請です。申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、1月18日午前11時頃、申請人宅で申請人から岡本利江委員が行いました。 申請地は、那須塩原市立日新中学校から西に約1.5キロメートルに位置しています。 賃借人が申請に至った経緯は、当該農地はこれまで、賃貸人から委託され、賃借人が作付けを行っていました。 今般、契約の更新時期となり、話をしたところ、賃貸借の3条申請を行うことで話がまとまりました。 賃借人が所有する農地の利用状況は、水田460アールを耕作しており、トラクター4台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、引き続き水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号8番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。 番号9番について、辻野岩男委員の報告を求めます。
辻野岩男委員	議案第1号、番号9番について報告します。農地を贈与する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、1月15日、午後2時10分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立西小学校より西へ約500メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人が相続により、農地を取得したが、耕作する意思がなく、長年この土地を耕作していた伯母にあたる譲受人に贈与するものです。 譲受人が所有する農地の利用状況は、現在はありません。 申請地の耕作予定は、今までどおり、自家野菜を栽培する予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号9番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号9番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野岩男委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。 番号10番について、高瀬和夫委員の報告を求めます。
高瀬和夫委員	議案第1号、番号10番について報告します。農地を賃借する申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 調査は、1月14日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、高阿津集落センターより北へ500メートルに位置しております。 譲受人が申請に至った経緯は、譲渡人の申請地は、譲受人の水田の隣にあり、貸してくれるということになり、今回の申請に至りました。 譲受人が所有する農地の利用状況は、水田420アール、畑20アール、トラクター3台、コンバイン1台、田植え機1台です。 申請地の耕作予定は、水稻を作付けする予定です。 調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認し、番号10番の申請は、許可相当と判断しました。以上で調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号10番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》

一戸養子委員	無いようですので、高瀬和夫委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、一戸養子委員の報告を求めます。 議案第2号、番号1番について報告します。駐車場として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市寺子余笹橋より北西へ約200メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、農地法の許可を得ず、利便性が良いことから、お寺の駐車場として利用してきましたが、この度改めて農地転用の許可を申請するに至りました。 また、平成20年頃から駐車場として利用してしまいご迷惑をおかけしました。今後はこのようなことのないようにいたしますとする始末書が添付されています。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール未満の区域内にあるので第2種農地となります。 本件は、申請地でしか事業の目的が果たせないと認められるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で駐車場を造成する内容となっております。 給排水は新規設置せず、雨水排水は自然地下浸透にて処理します。 現状のまま利用するため土砂及び雨水の流出はありません。 現地調査は、1月22日、午前9時20分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、一戸養子委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、神藤芳定委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について報告します。 売買により事業所敷地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、二つ室自治公民館より西へ約100メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請人は、現在看板製作施工業を営んでおり、以前より事業所敷地が狭く、業務に支障が出ていました。この度、事業所敷地に隣接している申請地を譲り受けられることとなり、作業スペースの確保と、車輛置場の確保が可能となり、事業拡大の環境が整うことから、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は既存施設敷地の2分の1未満の拡張であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で事業所敷地拡張をする内容となっています。 給排水は設置せず、雨水排水は雨水浸透槽にて処理します。 周辺に堰堤を設置し、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、1月21日、午前9時35分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号1番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、神藤芳定委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

樋江栄作委員	異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、樋江栄作委員の報告を求めます。 議案第3号、番号2番について報告します。 使用貸借により一般住宅として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯文化会館より南東へ約1.4キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は、現在市内のアパートに住んでおり、子供の成長と共に、手狭さを感じるようになりました。両親に相談したところ、実家に隣接する土地に新居を構えることを勧められ、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上の区域内にあるので第1種農地となります。 本件は、周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設で既存集落に接続しての転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。 上水は市の施設を利用し、汚水排水は合併処理浄化槽にて処理し、雨水排水は敷地内自然浸透にて処理します。 周辺に植栽をし、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 なお、転用に先立ち農振除外が完了しております。 現地調査は、1月22日、午前9時40分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号2番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、樋江栄作委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地瞳委員	異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。 番号3番について、菊地瞳委員の報告を求めます。 議案第3号、番号3番について報告します。 売買により宅地拡張として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約500メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、今般の申請地は、以前から亡き夫の自己所有地であったため、境界線を誤認して建物等を設置しました。今回、相続測量により判明したため、申請に至りました。なお、申請人の関係は、義理の姪にあたります。 また、昭和57年頃から宅地として利用してしまい誠に申し訳ありませんでした。以後このようなことがないように十分気を付けますとする始末書が添付されております。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地で宅地拡張をする内容となっています。 上下水は新規設置せず、雨水排水は宅地内浸透にて処理します。 周囲に盛土をし、土砂及び雨水の流出を防ぎます。 現地調査は、1月21日、午前9時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号3番について、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地瞳委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
菊地寿行委員	異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。 番号4番について、菊地寿行委員の報告を求めます。 議案第3号、番号4番について報告します。 売買により一般住宅及び診療所として転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。

	申請地は、JR 西那須野駅より北西へ約 700 メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、譲受人は市内で接骨院を開業していますが、敷地が狭く、住居が離れており、不便をきたしております。申請地に自宅と治療院を新築するための申請です。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第 3 種農地であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅及び診療所を建築する内容となっています。 上下水は市の施設を利用し、雨水排水は自然浸透にて処理します。 周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、1 月 21 日、午前 9 時頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。番号 4 番について、質疑、御意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地寿行委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
松本忠太委員	異議なし多数と認め、番号 4 番については許可することに決しました。 番号 5 番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第 3 号、番号 5 番について報告します。 賃貸借により砂利採取場として一時転用するための申請です。 申請内容は、議案書記載のとおりです。 申請地は、那須高原大橋より南へ約 1.2 キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地は、プラントから近く、作業効率も非常に良く、この地域は山林に覆われ、良質な砂利が存在する反面、土壌が砂利交じりであるため、農機具の破損が著しいので地権者からの要望もあり、今回の申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある 10 ヘクタール未満の区域内にあるので第 2 種農地となります。 本件は、一時転用であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、1 年間の賃借により、申請地で砂利採取を行う内容となっています。 雨水排水は敷地内自然浸透処理とします。 周囲に防護柵等を設置し、事故を未然に防止します。 栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証もあります。 現地調査は、1 月 22 日、午前 10 時 10 分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 上野農地係長	番号 5 番について、事務局から補足願います。 議案第 3 号、番号 5 番について補足します。 本件は、県農業会議常設審議委員会諮問案件となります。よって、指令書の交付は常設審議委員会からの答申日又は、砂利採取法の許可日と同日となります。以上です。
議長	報告が終わりました。番号 5 番について、質疑、御意見は ございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
月井喜美郎委員	異議なし多数と認め、番号 5 番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 次に、議案第 4 号「再生困難な農地の非農地判断について」を議題といたします。 番号 1 番から 26 番までについて、一括して、月井 喜美郎委員の報告を求めます。 議案第 4 号、番号 1 番から 26 番までについて、一括して報告します。 農地法第 30 条第 1 項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。 対象地の、所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。 対象地は、それぞれ那須塩原市役所本庁舎より北へ約 2.4 キロメートル、同じく北

	へ約2.7キロメートル、同じく南へ約1.4キロメートル、鳥野目構造改善センターから北に約300メートル、小結・藤田集落センターから北東に約1.1キロメートルに位置しています。 現地調査は、12月12日、午後1時15分頃から行いました。 現地を確認した結果、対象地は山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番から26番までについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので月井喜美郎委員の報告は非農地相当ですが御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番から26番までについては非農地とすることに決しました。
松本忠太委員	番号27番から64番までについて、一括して、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第4号、番号27番から64番までについて、一括して報告します。 農地法第30条第1項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから、非農地判断を行うものです。 対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。 対象地は、それぞれ那須塩原市立南小学校より南西へ約800メートル、同じく北西へ約1.5キロメートル、同じく東へ約1.7キロメートル、同じく北へ約2キロメートル、那須塩原市役所西那須野支所から西へ約1.7キロメートル、那須塩原市立西小学校から北へ約350メートル、同じく北に約700メートル、同じく北西に約800メートル、同じく北西に1.5キロメートル、同じく北西に約1.2キロメートル、那須塩原市立槻沢小学校から北に約800メートル、同じく北に1.7キロメートル、同じく北西に1キロメートル、同じく西に1.7キロメートルに位置しています。 現地調査は、12月10日、午後1時5分頃から行いました。 現地を確認した結果、対象地は、山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。 以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号27番から64番までについて、質疑、御意見はございますか。
君島良一委員	この土地だけでなく全体的になんですが、この資料に出ている地番と、それに該当する資料の写真が、みんな同じくいっぱいあるように見えるんですが、どのように判断すればいいのですか。
上野農地係長	今ほどの御質問なんですが、こちら参考資料につきましては、場所がわからないと判断をつきにくいということがございまして、場所を判断するための資料としてつけさせていただいてございます。現地調査につきましては、各調査班において、現地を確認させていただいて、これが非農地相当だということで各調査班の方から報告をさせていただいたというところでございます。あくまでも資料については、場所を見ていただくための資料ということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。
議長	他に、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、松本忠太委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございません

	か。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号２７番から６４番までについては非農地とすることに決しました。
	次に、番号６５番から７３番までについてですが、本件については、樋江栄作委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する議事参与の制限に該当しますので、樋江栄作委員の退室を求めます。
樋江栄作委員	<退室>
議長	それでは、番号６５番から７３番までについて、一括して、秋元誠委員の報告を求めます。
秋元誠委員	議案第４号、番号６５番から７３番までについて、一括して報告します。
	農地法第３０条第１項に基づく利用状況調査の結果、再生利用が困難な農地があった場合は、「農地」に該当しない旨の判断を行うとされていることから非農地判断を行うものです。
	対象地の所在・地目・面積・所有者は議案書記載のとおりです。
	対象地は、それぞれ那須塩原市立箒根学園から北へ約３．２キロメートル、同じく北へ約３．７キロメートル、同じく北東へ約３．６キロメートル、旧横林小学校から北に約５００メートル、同じく北東に約６００メートル、同じく東に約６５０メートルに位置しています。
	現地調査は、１２月１０日、午前９時１０分頃から行いました。
	現地を確認した結果、対象地は山林の様相を呈しており、土地の形状及び立地状況からみて農地として利用するための条件整備が著しく困難な状況であり、かつ、農地として復元しても継続して利用することができないと認められることから、農地法第２条第１項に規定する農地には該当しないと判断いたしました。
	以上のことから、対象地は非農地相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号６５番から７３番までについて、質疑、御意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、秋元誠委員の報告は非農地相当ですが、御異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号６５番から７３番までについては非農地とすることに決しました。
	ここで、樋江栄作委員の入室を求めます。
樋江栄作委員	<入室>
議長	樋江栄作委員に申し上げます。
	番号６５番から７３番までについては非農地とすることに決しました。
	次に、議案第５号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
	なお、本件については、神藤芳定委員と関連があり、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する議事参与の制限に該当しますので、神藤芳定委員の退室を求めます。
神藤芳定委員	<退室>
議長	事務局の説明を求めます。
上野農地係長	議案第５号について説明します。
	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の決定を経て作成するとなっていることから協議があったものです。
	議案書２０ページから３３ページまでが「中間管理設定関係」の案件で５６件、合計面積が３０６，６７７．９７平方メートルとなります。続いて、３４ページから３６ページまでが「所有権移転関係」の案件で６件、合計面積が２８，６４４平方メートルとなります。
	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただき、全ての案件で問題は無いとの報告であったことから、事務局としても中間管理機構への

議長	回答は決定として問題無いと考えます。 説明が終わりました。このことについて、質疑、御意見はございますか。 《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明のとおりで、御異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》
神藤芳定委員	異議なし多数と認め、議案第５号は決定として農地中間管理機構に回答いたします。 ここで、神藤芳定委員の入室を求めます。
議長	＜入室＞ 神藤芳定委員に申し上げます。
上野農地係長	議案第５号については、決定として農地中間管理機構に回答することと決しました。 次に、報告第１号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
議長	報告第１号会長専決処分の報告について説明いたします。 １２月中の会長専決許可処分はありませんでした。以上です。
議長	報告が終わりましたので、報告第１号を終わりにします。 次に、報告第２号「農地法第３条の３による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
織田局長補佐	報告第２号農地法第３条の３による届け出の受理について（相続等による権利移動）を説明します。
	追加資料３７ページから４０ページまでをご覧ください。
	この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第３条の３の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされております。
	１２月の届出の状況につきまして御報告するものです。
	１２月は相続等を原因とした権利移動の届出を２４件受理いたしました。
	いずれも相続等後の耕作に支障はない、ということで、農業委員会によるあつせんを希望するケースはございませんでした。報告は以上です。
議長	報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。 《特に意見なし》
上野農地係長	意見がないようですので、報告第２号を終わりにします。 次に、報告第３号「賃料情報の提供について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
	報告第３号 賃料情報の提供について説明します。 追加の議案書４１ページ、４２ページをご覧ください。
	令和７年１月から１２月までの賃借料情報を集計しましたので、栃木県農業会議への報告、ホームページの公表に当たりまして、御報告します。
	これは、令和７年１月から１２月までに効力が発生した全ての賃借料を対象として、田・畑の区分及び８地区の地域区分ごとに、平均額・最高額・最低額・筆数を一覧表にしました。
	集計に用いた基礎データは、１筆を１件とカウントし、１０アールあたりの金額として換算しています。
	その区分ごとの平均値から±７０パーセントを超える、高すぎる賃借契約及び安すぎる賃借契約を、集計結果から除外しています。
	複数の田畑を一括して契約し、賃借料の支払いも一括して年額とされた場合には、田畑を同額として計算しています。
	現物支払となる賃借は、那須野農業協同組合の令和７年産米コシヒカリ１等級の金額を参考に玄米３０キロ当たり１４,０００円とし、１０アールあたりの金額で換算しています。
	なお、塩原地区の田及び畑は、令和７年中の実績がありませんでしたので、過去直前にあった数値とさせていただきます。
	最後に、那須塩原市全体の集計結果ですが、田は、平均額１７,６２５円、最高額は西那須野地区の４１,９９１円、最低額が黒磯地区及び高林地区の５,０００円です。

議長

畑は、平均額 10,212 円、最高額は西那須野地区の 28,037 円、最低額は高林地区の 5,000 円です。報告は以上です。

報告が終わりました。このことについて、御意見ございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第 3 号を終わりにします。

以上で全ての議事が 終了いたしました。

慎重にご審議いただき ありがとうございます。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第 32 回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

議席番号

17番

議席番号

18番
